



平成31年3月27日
都市局都市計画課

引き続きコンパクトシティ政策について議論します。 ～第11回都市計画基本問題小委員会の開催～

国土交通省では、3月29日に、第11回都市計画基本問題小委員会を開催します。

今回は、「コンパクトシティ政策」のうち居住誘導区域内におけるインセンティブ措置、非集約エリアの将来像とその実現のための方策及び市街地拡散の抑制に向けた取組等について議論します。

都市計画基本問題小委員会は、今日の都市計画基本問題（都市において現実に生じている、都市計画に起因し、又は関連する基本的かつ構造的な諸課題）について、解決に向けて講ずべき施策の方向性を幅広く検討するため、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会のもと、平成29年2月に設置されました。（委員は別紙参照）

1. 日 時：平成31年3月29日（金）10：00～12：00
2. 場 所：国土交通省6階618会議室（都市局局議室）
（東京都千代田区霞が関2-1-3中央合同庁舎3号館）
3. 議 題：コンパクトシティ政策について②
4. 取 材 等：
 - ・ 報道関係者に限り傍聴可。カメラ撮りは会議冒頭（議事に入るまで）のみ可。
 - ・ 傍聴を希望される報道関係者は、3月28日（木）15：00までに、所属、氏名、連絡先を下記の問い合わせ先まで電話又はFAXにより登録をお願いします。
 - ・ 配布資料及び議事概要は、後日以下の国土交通省HPに掲載します。また、過去の会議の配布資料等についても同HPに掲載しております。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s204_toshikeikakukihonmondai_past.html

【問い合わせ先】

国土交通省都市局都市計画課 岩田（内線：32634）、山邊（内線：32633）
TEL 03-5253-8111（代表） 03-5253-8409（直通） FAX 03-5253-1590